News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency,Ltd.

26-D-1001
2026 年 11 月 13 日

株式会社商工組合中央金庫が実施する 前原製粉株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する前原製粉株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

＊詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

第三者意見書

2026 年 11 月 13 日
株式会社　日本格付研究所

評価対象： 前原製粉株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス
貸付人：株式会社商工組合中央金庫
評価者：株式会社商工中金経済研究所
第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：
本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。
また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が前原製粉株式会社（「前原製粉」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。[1]

③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1　定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、前原製粉の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、前原製粉がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2　フレームワーク

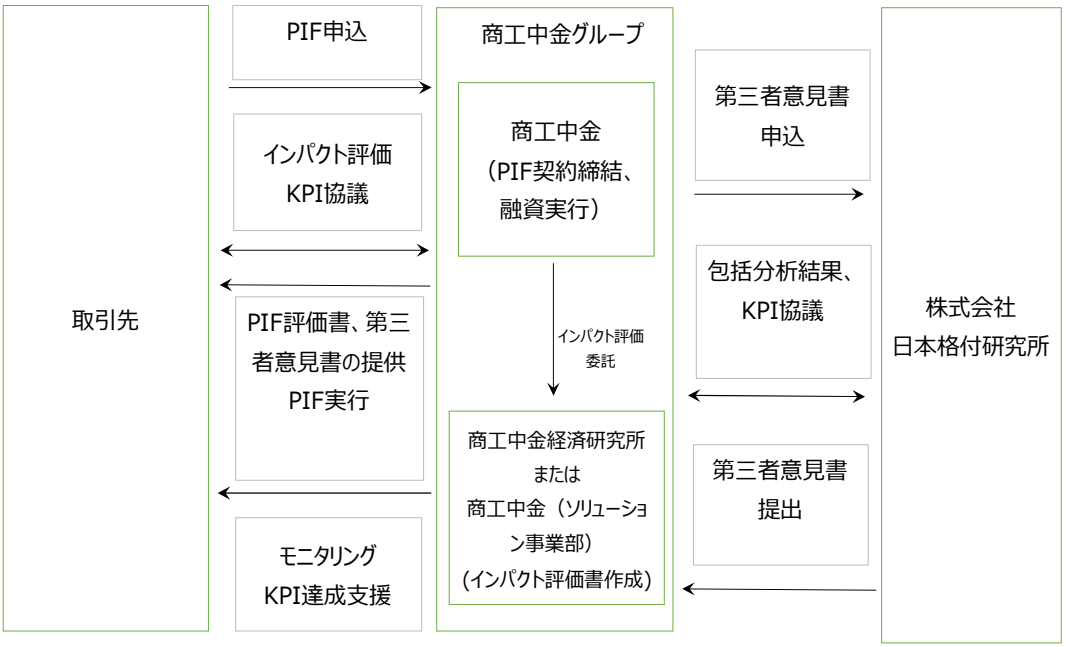
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

[1] 令和 3 年経済センサス-活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3　透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト

・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス

・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4　評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である前原製粉から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

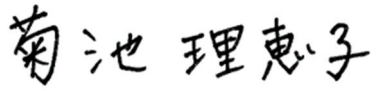
IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス

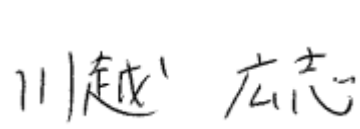
の基本的考え方」と整合的である。

（第三者意見責任者）
株式会社日本格付研究所
サステナブル・ファイナンス評価部長



菊池　理恵子

担当主任アナリスト



川越　広志

担当アナリスト



内田　寛也

JCR Sustainable PIF for SMEs

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ
「ポジティブ・インパクト金融原則」
「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」
環境省　ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（http://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 11 月 13 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が前原製粉株式会社（以下、前原製粉）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、前原製粉の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（*1）に対するファイナンスに適用しています。

（*1）中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 2.1 基本情報
 2.2 業界動向
 2.3 企業理念等
 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	前原製粉株式会社
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 8 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県姫路市青山北三丁目 10-1
設立	1954 年 1 月
資本金	30,000,000 円
従業員数	138 名　（2026 年 3 月現在、パートを含む）
事業内容	和粉・包装もち・鏡もち製造販売
主要取引先	食料品製造業、食料品卸売業、食料品小売業、一般消費者、ほか

【業務内容】

前原製粉は、兵庫県姫路市に本社を置く、1954 年設立（明治末期に創業）の食品製造業者である。国内産もち米等を主原料に、白玉粉・もち粉・だんご粉・上新粉等の「和粉」、まるもち・鏡もち等の「包装もち」などの製造販売を主力事業としている。原料（主に玄米）の調達から製造、販売までを一貫体制で行っており、主に全国農業協同組合連合会（JA 全農）から仕入れ、製造した製品は、食品メーカー・卸売業者・小売業者に提供している。また、自社店舗（古民家売店）や EC サイトを通じ、一般消費者にも販売している。さらに、自社製品の製造販売に加えて、大手食品メーカーから、まるもちの生産受託や、農家の 6 次産業化支援として、農家から玄米を預かり包装もちへ加工する受託加工を行っている。

（登録商標）

前原製粉の登録商標「義士」は、1933 年に「義士印」として商標登録されている。「義士」とは「赤穂義士四十七士」のことで、「正しい行いをする人」という意味で、食を通じた「正しい」を実現し継続するとの思いが込められている。





（前原製粉 HP より）

- 事業の強みと特徴

前原製粉の強みは、明治末期から続く白玉粉製造を基盤とする食品加工技術と、徹底した品質・衛生管理体制にある。創業以来培ってきた技術を基盤に、「100 年以上続く伝統の白玉粉づくり」と「杵つきにこだわったもちづくり」が特徴である。





（前原製粉 HP より）

（原料調達面）

もち米は国内産に限定し、全国の産地から「味の良さ」を最優先にもち米を選定している。安定供給が可能な農家と直接契約を進めることで、高品質な原料を確保している。調達した原料（玄米・大豆）は、原料米倉庫にて定温・定湿度で保管することで、原料の鮮度を保っている。倉庫内の温度は 14～15℃で維持されており、温度だけではなく、原料米保管庫の湿度が下がると自動的に加湿器が作動し、庫内の湿度を調整できる。

（原料専用倉庫）





（前原製粉 HP より）

（製造面）

もち米は精米するとすぐに鮮度が落ち始める繊細な穀物のため、もち米を素早く風味を劣化させずに精米できる精米設備を保有している。包装もち工場に食品業界でも数少ない衛生的なクリーンルーム設備を導入し、微粒子を除去した清浄な環境で生産を行っている。白玉粉工場も衛生的な製造ラインを整備しており、安全・安心な製品供給を実現している。

（包装もち工場）



(前原製粉 HP より)

（品質管理面）

包装もちは全品、金属検出機と X 線検査機による異物検査や微生物検査を実施するほか、白玉粉なども含めて、水分・白度検査・食味官能検査によって、「安全・安心」と「美味しさ」の両立を実現している。

- 商品一例

（包装もち）まるもち



（包装もち）鏡もち



（和粉）白玉粉



（あん）つぶあん



（あられ）



（前原製粉 HP より）

【事業拠点】

拠点名	住所
本社、工場、倉庫 古民家売店	兵庫県姫路市青山北三丁目 10-1

（本社）



（本社・工場全景）



（倉庫）



（古民家売店）



（前原製粉 HP、提供資料より）

【沿革】

	明治末期より、家業形態にて穀粉業を営み、主に寒晒（白玉粉）を製造
1933 年	「義士印」を商標登録
1954 年	法人化、工場形態となり穀粉を本格的に生産開始
1965 年	包装餅（板餅）生産開始
1974 年	包装パック鏡餅生産開始
1985 年	包装餅用クリーンルーム稼動
1993 年	精米工場竣工、白玉粉新ライン稼動
1994 年	無菌化包装餅工場竣工、胴搗新ライン稼動
1995 年	個包装餅ライン稼動
2000 年	「無菌化包装餅の製造」に関して、ISO9002：1994 取得
2002 年	「無菌化包装餅、和粉の製造及び販売」に関して、ISO9001：2000 取得
2003 年	個包装餅ライン増設
2006 年	手間なし飾り鏡もち（現、飾り付けの手間なし鏡餅）新発売
2007 年	二個パック個包装もち専用ライン新設
2013 年	「和粉、包装もちの設計・開発、製造及び加工」に関して、ISO9001：2008 取得
2015 年	板餅生産の終了、製品用新倉庫竣工（北倉庫）
2016 年	「和粉・包装もちの設計・開発、製造及び加工」に関して、ISO9001：2015 の移行（更新）審査・登録
2018 年	FSSC22000:Ver.4.1　JQA-FC0140 および ISO22000:2005　JQA-FS0207 「丸餅の設計・開発及び製造」認証登録
2020 年	FSSC22000:Ver.5　JQA-FC0140 および ISO22000:2018　JQA-FS0207 「丸餅・米粉の設計・開発及び製造」認証登録 商標「義士」マーク・企業理念のリニューアル
2021 年	原料米保管倉庫竣工 令和 3 年度高年齢者活躍企業コンテスト厚生労働大臣表彰特別賞受賞 Halal certification acquisition（白玉粉・もち粉・上新粉・きな粉・片栗粉・わらびもち粉などの和粉、無菌化包装もち）
2022 年	Kosher certification acquisition（白玉粉・もち粉・上新粉・きな粉・片栗粉・わらびもち粉などの和粉）
2023 年	FSSC22000 「きな粉、澱粉の充填及び包装」の認証を追加登録

【認証取得】

FSSC22000 認証　　コーシャ認証（*2）　　ハラール認証（*3）

JQA−FC0140

（前原製粉 HP より）

（*2）ユダヤ教の厳格な食事規定に適合することを審査・認定する制度

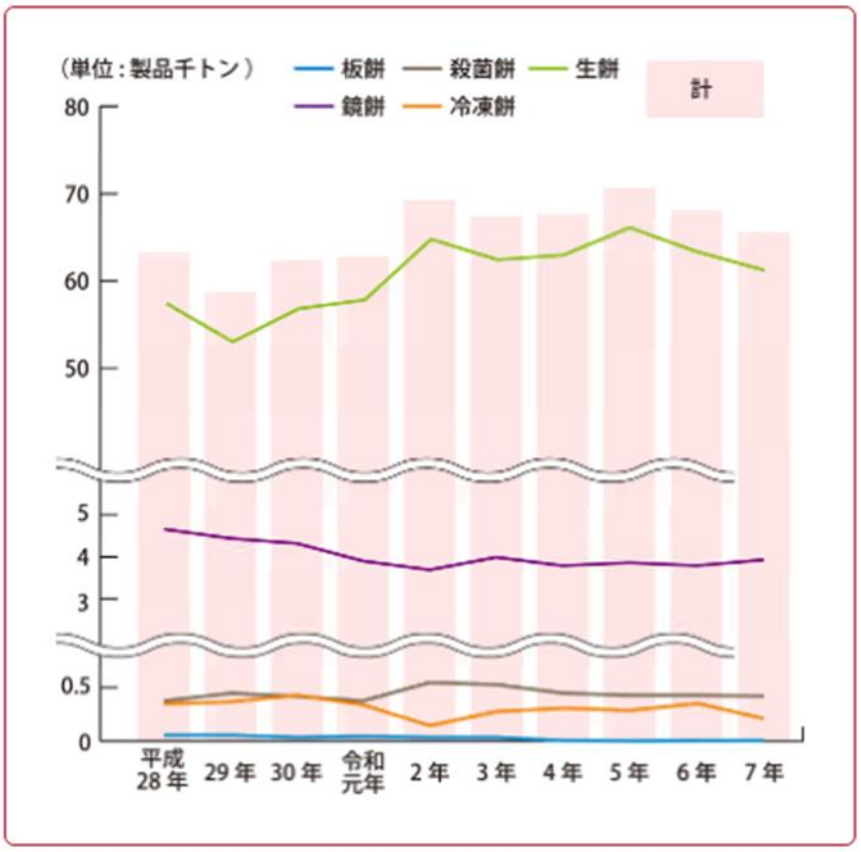
（*3）イスラム教の厳格な食事規定に適合することを審査・認定する制度

2.2 業界動向

- 包装もちの生産量

 全国餅工業協同組合「おもちの生産と消費」によると、直近 10 年間の包装もちの生産量は概ね安定推移（生もちが微増、鏡もちが微減）している。包装もちが正月商材から日常食・保存食へ用途が広がったことで、需要の底上げが進んでいるとみられる。おやつ・鍋物向けの商品展開が進んでいることと、コロナ禍による内食需要の高まりが追い風となり、保存性が高く調理しやすい包装もちの需要が拡大したとみられる。公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「もち米をめぐる状況」によると、令和 7 年の包装もちの生産量は約 65.8 千トン（前年比約 3.4%減）となっている。令和 6 年からの減少は、令和 2 年から 5 年にかけて高まった需要（コロナ禍による内食需要）の反動に加え、価格改定や消費者の節約志向の影響があったものと推察されるが、直近 10 年間の推移から需要の底上げが確認できる。

（包装もちの種類別・年度別生産数量の推移）



（全国餅工業協同組合 HP より）

包装もちの生産量　（単位：トン）

年	生切り（丸）もち	鏡もち	その他	包装もち計	増減率:%
平成２８	57,665	4,644	786	63,095	7.1
２９	53,343	4,422	870	58,635	▲ 7.0
３０	57,084	4,305	893	62,282	6.2
令和元	58,076	3,881	764	62,721	0.7
2	64,929	3,674	737	69,340	10.6
3	62,620	3,966	847	67,433	▲ 2.8
4	63,152	3,767	776	67,696	0.4
5	66,247	3,844	720	70,811	4.6
6	63,624	3,769	757	68,150	▲ 3.8
7	61,213	3,983	611	65,807	▲ 3.4

（公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「もち米をめぐる状況」より）

- もちの消費（年間購入量）

 全国餅工業協同組合「おもちの生産と消費」、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「もち米をめぐる状況」によると、もちの購入量は、平成 27 年の約 2.4kg 台から令和 7 年には約 2.1kg 台まで緩やかに減少している。長期的には世帯人数の減少、若年層の購入量の少なさ、価格上昇、正月需要の縮小が減少要因と考えられる。一方で、包装もちの利便性、保存性、日常食・非常食としての用途拡大は需要を支えており、今後は、正月を中心とする需要構造から通年利用へどこまで広げられるかが課題となる。

（もちの一世帯当たりの年間購入数量及び平均価格の推移）

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯購入数量（g）	2,423	2,417	2,389	2,179
世帯人員	3.09	3.02	2.95	2.87
1人当たり購入数量（g）	784	800	810	759
平均購入価格（円/kg）	784.2	790.6	765.7	897.7

（全国餅工業協同組合 HP より）

もち及び米の購入量（世帯主の年齢階層別）　（単位：kg）

		~29歳	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	平均
もち	平27	0.66	1.02	1.72	2.15	2.78	3.29	2.42
	令2	0.52	1.22	1.30	1.41	2.04	2.55	2.39
	7	0.55	1.11	1.28	1.64	2.14	3.23	2.18
米	平27	30.81	45.43	61.90	73.58	75.35	77.87	69.51
	令2	43.86	47.89	62.89	64.42	67.25	69.52	64.53
	7	26.92	40.93	56.98	64.51	59.23	68.88	61.31

（公益社団法人米穀安定供給確保支援機構「もち米をめぐる状況」より）

2.3 企業理念等

【企業理念】

企業理念
自然の恵み、未来へと **お米や大豆など国内産の「自然の恵み」の産物を使用し** **「日本一美味しい」製品を作り、地域農業と日本の伝統** **食文化の継承・発展に貢献します。またその活動を通じ** **当社で働く皆様にとって「日本一いい会社」を目指します** 食べ物の「美味しさ」とは原料自体の美味しさそのものであり、「お米」が主原料の「加工食品」には特にその要素が強いです。 私たちはその美味しい原料を育んでくれる日本の自然・風土に、そして数千年にわたり「稲作文明」「米食文化」を受け継いだ先人達の努力に、心から感謝をし、誇りを持ちたいと思います。 私たちは原料米の風味を損なうこと無く工場で加工・製品化し、「美味しさ」を通じて「感動」「笑顔」「絆」をご提供します。 米加工品消費拡大は環境保全に役立つ水田の保持に繋がります。 私たちは「日本一」美味しい製品づくりを通じて、日本の国土の環境保全と食文化高揚に貢献し、未来の世代に引き渡します。 そして私たちはこの企業活動を通じて、全ての従業員が健康を維持すること、そして品性向上や能力面での成長の実現に努め、お互いが尊敬し合い個人・個性が尊重される風土を作ります。

【品質方針】

品質方針
お客様がご納得・ご満足・感動・感謝される商品・サービスのご提供 ・ 常に工夫、改善に取り組む → それが「生きがい・働き甲斐」 ・ 同じミスは二度と起こさない → 工程内異常報告書で恒久対策を定着化 ・ 部門間、職場間応援を当たり前に行う → 仕事量・残業の偏りを無くす ・ 専門性を高めつつ多能化に取り組む → いつでも交代・休暇の取れる職場環境

【食品安全方針】

食品安全方針
間違いのない、日本最高品質の製品の製造・ご提供 **行動指針** 1. 社内外の状況を理解することにより当社の課題を的確に把握し、フードチェーンにおける当社の果たすべき役割・目的を実践します。 2. 食品安全に関する法令・規制要求事項、相互に合意したお客様要求事項を確実に守ります。 3. 食品安全実現、および食品ロス削減のため判定可能な目標を立て、計画・実行し、必要に応じて内容の見直しを行って成果達成を目指します。 食品ロス削減に関しては国の方針である 2000 年比 2030 年食品ロス量半減達成に基づき定めることとなっていますが、現状、対象業種の該当が無いため、弊社独自の実績数字に基づいて目標を策定しました。 具体的には 2005 年度の「製造製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量 0.044kg、及び、原料仕入製品も含めた全製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量 0.023kg」という実績数字の半減以下達成を 2030 年度までに実現します。 4. マネジメントレビュー・内部監査などの諸活動を通じて継続的な改善を積極的に行います。

5. 食品安全に影響する情報が当社内で円滑に交換・共有され、食品安全チームがそれらの情報を把握・評価・対処する仕組みを維持します。また、食品安全に必要な情報が外部に適切に伝達され、利害関係者が利用・共有できる環境を整えます。

6. 食品安全チームを始めとして、食品安全に影響を与える業務を行うすべての人々が、適切な教育・訓練・経験に基づき必要な力量を発揮し役割を果たせるよう取り組みます。

2.4 事業活動

前原製粉は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減の取り組み】

- 特別栽培米（*4）の取り扱い

 前原製粉は、和粉・包装もち等の製品の一部で、特別栽培米を原料とする商品を扱っており、産地ごとの農薬使用・施肥情報を HP に公開している。農薬使用・施肥情報を開示した原料調達により、化学合成農薬や化学肥料の使用抑制に配慮した米づくりを製品価値に取り込んでいる。減農薬・減化学肥料の農法で生産された、環境に優しい特別栽培米を原料として使用し、消費者に対して環境配慮型原料の選択肢を提供している。

 （*4）生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された米

 （農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」より）

（特別栽培米を原料とする商品一例）



〔新潟〕特栽こがねまる餅260g



〔広島〕特栽まる餅600g



[福岡]特栽ひよくまる餅600g

（前原製粉 HP より）

- エネルギー使用量・CO2 排出量削減

 原料米倉庫では、温度・湿度管理に自動制御システムを導入し、24 時間体制で最適な温度・湿度を維持している。これにより、原料米の品質保持とエネルギー効率の向上を両立させており、電力使用の効率化により、エネルギー消費の抑制に取り組んでいる。本社・工場内の照明は順次 LED 化し、エネルギー効率の見直しを進め、LED 化率は 90%以上となっている。保有するフォークリフト 10 台中 8 台はバッテリーフォークリフトを導入している。今後のフォークリフト代替え時においても、こうした取り組みを継続するとともに、生産設備を更新する際は、省エネや生産性向上を考慮して投資判断を行う意向である。また、製品の輸送は自社で行っておらず、全て外部業者に委託している。委託している主要輸送業者は、環境対応車の導入やモーダルシフトにより、CO2 排出量削減など環境に配慮した取り組みを行っている事業者である。

- 工場用水の使用量削減
 工場では、精米に残っているぬかやごみを洗浄除去する「洗米」工程、洗米した米をタンクに入れて米粒を柔らかくする「浸漬」工程、米を蒸気で蒸す「蒸米」工程や、器具の洗浄において、大量の水を使用している（工場での使用量：年間 22,700m^3）。今後、環境保全面を考慮し、工場での水使用量の削減に取り組む意向である。具体的には、製品の一部で無洗米を原料とすることで、水使用量の多い「洗米」工程での水使用量の削減を図りたいと考えている。

- 工場排水の適正処理
 前原製粉では、水質汚濁防止法に従って、適切に排水処理を行っている。洗米工程や浸漬工程で発生する洗米排水には、環境負荷となりやすい物質（糖やでんぷんなどの有機物・微細な浮遊物質・栄養塩分）が含まれていることから、排水処理施設を整備している。洗米排水は、浄化槽で管理し、汚泥と分離、有機物の分解などを行い、排出基準を遵守して排出している。

- 原材料の有効活用と廃棄物の適正処理
 前原製粉では、食品安全方針「行動指針」に基づき、2030 年度までに 2005 年度比食品ロス半減達成に取り組んでいる。落下等による原材料の廃棄や製品の廃棄削減とともに原材料の有効活用に努めている。製造工程において、原料（玄米）を精米加工する過程で取り除かれる米ぬかが、廃棄物として発生する。米ぬかは、米ぬかを原料とした医薬品原料・化粧品原料・食品添加物・飼料添加物を製造している事業者に販売している。製造工程に設置している集塵機で収集される粉は、魚の餌などの飼料や肥料として提供している。杵つきもちの製造工程で出る成形できない余りのもち生地をアップサイクルし、あられ（端もちあられ）を製造している。こうした取り組みにより、廃棄物である米ぬか・粉塵・端もちを再利用することで、廃棄物の削減に貢献している。事業活動の中で発生する廃棄物としては、床に落下した原材料や、ビニール・段ボールなどの梱包資材があり、廃棄物は保管場所に適切に保管し、定期的に専門回収業者に全て引き渡している。

【雇用・職場環境の取り組み】

- 働きやすい職場環境への取り組み
 社員が安心して働き続けられる職場環境の整備に取り組んでいる。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の抑制や有給休暇の取得を促進している。2026 年 3 月期の時間外労働時間は月平均 15.3 時間、有給休暇取得率は 61.6%（法定の年次有給休暇は全社員が取得）となっている。業務の効率化を目的にタブレットを導入し、勤怠関係のほか、製造現場での製造日報・不良品数管理・温度管理・賞味期限管理などで活用している。今後も、定時退社や生産管理及び作業管理を徹底することで、長時間労働の抑制と有給休暇の取得促進に努める方針である。また、社員からの様々な相談を受け付ける総合相談窓口を設置し、相談対応者は全管理職・産業医・社会保険労務士となっており、年金や社会保険、健康、仕事上の要望などに関する

相談を受け付けている。前原製粉では、シニア層や高齢者が重要な戦力として活躍していることから、人事管理の見直しや健康管理・安全衛生に配慮して取り組んでいる。就業規則を改正し、55 歳以上の社員を対象に短時間勤務制度の導入や、社員の希望に応じた半日勤務など柔軟な勤務体系にも対応している。

- 多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み

 前原製粉では、「社員の健康と人格面・能力面の成長を目指し、個人・個性が尊重される風土を作る」という理念に基づき、多様な人材の個性と能力を発揮できる職場づくりを目指している。多様な人材が活躍できる柔軟な雇用体制を整えており、2026 年 3 月現在、男女比率は男性 60%・女性 40%(パートを含めると男性 49%・女性 51%)で、外国人 4 名、障がい者 8 名、65 歳以上の高齢者 25 名を雇用しているなど、多様な人材が能力を発揮できる雇用環境の整備を進めている。豊富な知識・経験および高い技術を有するベテラン社員を貴重な人材として位置付け、高齢者が能力を活かし続けられる制度を整備している。定年を 65 歳へ引き上げ、定年後も年齢の上限なく働き続けられる継続雇用制度を導入している。また、処遇面では、継続雇用時の賃金一律引き下げを見直し、勤怠や仕事状況を踏まえた個別評価により、昇給を含めて個別対応することにしている。こうした取り組みが評価され、「令和 3 年度高齢者活躍企業コンテスト」において、厚生労働大臣表彰（特別賞）を受けている。今後も、高齢者に対して雇用機会を継続的に提供していくとともに、働く意欲のある外国人や障がい者についても継続雇用する方針で、性別・年齢などに関わらず、多様な人材に対する雇用機会を継続的に提供していく意向である。

- 福利厚生

 前原製粉では、社員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うことを目的として、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定している。行動計画に基づき、社員が育児と両立しながら安心して働き続けられるよう、育児休暇制度の利用については社員の希望に沿って柔軟に対応している。福利厚生面では、法律に則り法定福利厚生は提供されており、健康保険・厚生年金・介護保険などの法定福利費の負担のほか、家計の負担を軽減し、経済的な面から安心して働ける環境を支える目的で、家族手当を支給している。また、資格支援制度により、業務上必要なフォークリフト運転技能・食品衛生責任者資格・衛生管理者資格などの受講費用や取得費用は、全額会社負担としている。

- 働きがいのある職場づくり

 賃金については、都道府県別「兵庫県」の平均賃金（令和 7 年賃金構造基本統計調査）を上回る水準である。基本給は主に年齢・勤続年数・人事評価結果により決定されている。パートについては、兵庫県の最低賃金より高めの賃金を設定しており、社員とパートの不公平感を解消するために退職金制度を導入している。今後も賃金引き上げにより、兵庫県の平均賃金以上の水準を維持していく意向である。

- 人材育成

 前原製粉では、会社独自の社内認定資格として、目視検査員・食味官能検査員・測定機器社内検査員など 14 種類の資格を設けている。ISO 取得の取り組みをきっかけに、高齢社員やベテラン社員が有する技能・技術等も参考にして体系化している。社内認定資格は、社員の能力開発やキャリア形成、若手社員への技能伝承などの際に基本的な指標として利用している。品質管理強化の目的から、社内資格認定に合格した者でないと当該作業に従事することはできず、有資格者が主に OJT での指導を行っている。また、フォークリフト運転技能・食品衛生責任者などの業務上必要な外部資格取得も促している。

【安全への取り組み】

- 食の安心・安全への取り組み

 前原製粉は、「間違いのない、日本最高品質の製品を製造し提供すること」を食品安全方針に掲げている。前原製粉の食の安心・安全への取り組みは、国際規格認証・原料管理・製造環境管理・検査体制により構築されている。2018 年に、ISO22000 をベースに、より確実な食品安全管理を実践するためのマネジメントシステム規格である FSSC22000 を取得し、食品安全マネジメントシステムの構築・強化に取り組んでいる。毎年、各部門が品質・食品安全等に関する具体的な取り組み施策と目標を定めて取り組んでいる。また、前原製粉では、原料米の購入から製品出荷まで、徹底した品質・衛生管理体制を整備している。調達した原料は、原料米倉庫にて定温・定湿度で保管することで、原料の鮮度を保っている。包装もち工場は、外気中の 0.3 ミクロンより大きな微粒子をカットして給気が行われるクリーンルーム構造で、衛生的な空間・環境を確保しており、白玉粉工場も遮蔽された衛生的な製造ラインを整備している。製造ラインでは拭き取り検査と落下菌検査を定期的に実施しており、「安全・安心」な製品の提供に努めている。包装もちは全品、金属検出機と X 線検査機で異物感知のダブルチェックを行ってから包装している。包装もちは、カビなどの変質防止対策のため微生物検査を徹底しており、白玉粉も含めて、水分・白度検査など製品検査の実施による品質管理を実施している。さらに、食味官能検査によって、「安全・安心」と「美味しさ」の両立を実現している。こうした取り組みにより、「安全・安心・美味しい」製品を提供することで、顧客・消費者からの信頼獲得につなげていきたいと考えている。

- 安全管理の取り組み

 前原製粉では、清潔で安全な就業環境を整備し、汚染や転倒等の事故を未然に防止するため、7S 活動（5S に加えて洗浄・殺菌）や作業者の服装チェック・体調管理の徹底に取り組んでいる。毎年、「労働災害ゼロ」を目標に掲げて、各部ごとに取り組んでいる。安全衛生委員会では、安全パトロールの実施により、職場環境の整備状況の確認、指導、改善策の検討を行っている。事故発生時には、要因分析を行い、再発防止策を協議し、周知徹底する運用としている。これまでの改善策として、衛生面では、社員が使用する作業服は、毎日レトルト殺菌する機器で滅菌している。

作業面では、業務上、重量物を取り扱うことから、安全靴・インナーヘルメットの着用を義務付けている。また、高齢社員の体力低下や負担軽減を図るために、重量のある原料を搬送するためのバキュームリフトの導入、原料投入場所への昇降台の設置、原料米投入の際に投入口までフォークリフトによる搬送、製品包装過程でのベルトコンベヤー導入などの対策を行っている。健康面では、熱中症対策、腰痛体操や検診情報の掲示、ミーティングや社内 SNS による健康・安全意識の啓発活動、屋内全面禁煙、野菜の配布など、社員の健康増進に取り組んでいる。こうした取り組みにより、社員が安心して働ける職場環境を整えることで、労働災害の発生防止に向け、安全衛生管理の継続的な改善に取り組んでいる。

【地域社会への貢献】

- 和粉・もちの安定供給

 高品質で美味しい製品を安定的に供給することで、消費者の栄養バランスがとれた健康的な食生活につながっている。また、もち米・大豆等の生産者・生産者組合から原料を安定的に仕入れることや、安全・安心・美味しい製品を食品メーカー・卸売業者・小売業者に安定的に提供することで、多くの零細・中小企業の営業基盤が維持されるなど、サプライチェーン全体の経済活動に貢献している。今後は、SNS を活用したレシピの紹介や商品 PR を通じて EC サイトでの販売を推進するとともに、ハラール認証・コーシャ認証を取得することで、宗教や食文化の異なる消費者にも対応し、輸出向け販売を推進することで、更なる貢献を目指している。

- 6 次産業化支援

 前原製粉は、農家の 6 次産業化を支援している。農家からもち玄米を預かり、無添加・無菌化の個包装もちに加工する受託加工（1 回 300kg 単位での対応）を行っている。農家が生産したもち米を包装もちとして製品化することで、農産物の付加価値向上や地産地消を支援している。また、産地ごとの原料米を使った製品づくりや生産者が自らのラベルで販売できる加工支援により、地域農業の販路拡大にも寄与し、道の駅・小売店等の地域商流の活性化にもつながっている。

- 地域社会貢献活動

 前原製粉では、食博や農林漁業祭など各種イベントに出展し、米食文化の普及に努めているほか、こども食堂、難民を助ける会、地元の大学祭などで商品を寄贈する寄付活動を続けている。また、西播磨地域の小中学生が所属するフットボールクラブ（赤穂 FC）の活動を応援しており、同クラブのサポートカンパニーとなっている。会員には 1 年間分のもちが提供されている。こうした活動を通じて、今後も地域社会に貢献していく意向である。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）			
	紛　争	現代奴隷	児童労働
	データプライバシー	自然災害	健康および安全性
	水	食　料	エネルギー
	住　居	健康と衛生	教　育
	移動手段	情　報	コネクティビティ
	文化と伝統	ファイナンス	雇　用
	賃　金	社会的保護	ジェンダー平等
	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）			
	法の支配	市民的自由	セクターの多様性
	零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）			
	気候の安定性	水　域	大　気
	土　壌	生物種	生息地
	資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大　青：ネガティブ緩和　緑：ポジティブ/ネガティブ双方　のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	精穀・製粉業、他に分類されないその他の食料品製造業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、食料、文化と伝統、雇用、賃金、 零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、食料、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、 資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、食料、零細・中小企業の繁栄	➢ 和粉・もちの安定供給
健康および安全性、食料	➢ 特別栽培米の取り扱い ➢ 食の安心・安全への取り組み
食料、零細・中小企業の繁栄	➢ 6 次産業化支援
賃金	➢ 働きがいのある職場づくり

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 働きやすい職場環境への取り組み ➢ 安全管理の取り組み
社会的保護	➢ 福利厚生
気候の安定性、資源強度	➢ エネルギー使用量・CO2 排出量削減
水域	➢ 工場排水の適正処理
資源強度	➢ 工場用水の使用量削減
資源強度、廃棄物	➢ 原材料の有効活用と廃棄物の適正処理

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
（ポジティブ）教育 （ネガティブ）社会的保護	➢ 人材育成
（ポジティブ）雇用 （ネガティブ）ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者	➢ 多様な人材の活躍の場を拡げる取り組み

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

＜ポジティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
文化と伝統	➢ 食文化や伝統製法の保護といった視点での特別な活動は行われていないため

＜ネガティブ・インパクト＞

インパクト	特定しない理由
食料	➢ 不健康な食生活を助長する食品の製造ならびに販売は行っていないため
賃金	➢ 賃金水準は、都道府県別「兵庫県」の平均賃金を上回っており、低収入かつ不規則な収入となっていないため

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

前原製粉は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。設定した KPI のうち、目標年度までに達成したものについては、再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	**健康および安全性、食料**		
取組内容（インパクト内容）	食の安心・安全への取り組み		
KPI	● **FSSC22000 認証を継続更新する。**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ FSSC22000 認証登録に取り組み、食品安全マネジメントシステムの強化に取り組む。 ➢ 食品衛生管理と品質管理を徹底することで、より安心安全な製品を提供するとともに、美味しさとの両立を実現し、顧客・消費者からの信頼獲得につなげていく。		
貢献する SDGs ターゲット	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	

特定したインパクト	**食料**		
取組内容（インパクト内容）	和粉・もちの安定供給		
KPI	● **2030 年度までに、EC サイトでの売上高 100 百万円以上を達成する。** **（2025 年度実績：25 百万円）** ● **2030 年度までに、輸出向け売上高 80 百万円以上を達成する。** **（2025 年度実績：55 百万円）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ SNS を活用したレシピの紹介や商品 PR により、消費者への直接販売を推進する。 ➢ ハラール認証・コーシャ認証を取得していることから、宗教・食文化の異なる消費者への輸出向け販売を推進する。		
貢献する SDGs ターゲット	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	**健康および安全性**		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境への取り組み 安全管理の取り組み		
KPI	● **2030 年度までに、有給休暇取得率 70%以上を達成する。（2025 年度実績：61.6%）** ● **毎年、4 日以上の休業を伴う労働災害発生件数ゼロ件を達成する。（2025 年度実績：労働災害発生件数 6 件、うち 4 日以上の休業を伴う事故 2 件）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ タブレットを活用して業務の効率化を図り、生産管理及び作業管理を徹底し、全体のスケジュール管理を強化することで、有給休暇の取得率向上に努めていく。 ➢ 社員が安心して働ける職場環境を整え、事故を未然に防止するため、職場の 7S 活動を徹底する。		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	**資源強度**
取組内容（インパクト内容）	工場用水の使用量削減
KPI	● **2030 年度までに、工場用水の使用量を 2025 年度比 10%以上削減する。（2025 年度実績：22,700m^3）**
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 製品の一部で無洗米を原料とすることで、製造工程での水使用量の削減に努める。

貢献する SDGs ターゲット	6.4	2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取・供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	

特定したインパクト	**資源強度、廃棄物**		
取組内容（インパクト内容）	原材料の有効活用と廃棄物の適正処理		
KPI	● **2030 年度までに、製造製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量及び原料仕入製品も含めた全製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量を、2005 年度比 50%以下に削減する。** **（2005 年度実績：製造製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量 0.044kg、原料仕入製品も含めた全製品 1kg 当たりの食品廃棄物重量 0.023kg）**		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 作業手順を遵守し、落下等による原材料の廃棄や製品の廃棄削減に努める。 ➢ 廃棄物である米ぬか・粉塵・端もちを再利用することで、廃棄物の削減に努める。		
貢献する SDGs ターゲット	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	設定しない理由
社会的保護	福利厚生費については法律に則り全従業員に提供されている。福利厚生面の各種制度により働きやすい職場環境づくりを進めることで十分に抑制が図られており、今後も取り組みを継続していくため
ジェンダー平等、民族・人種平等、年齢差別、その他の社会的弱者	男女比率は男性 60%・女性 40%（パートを含めると男性 49%・女性 51%）で、外国人 4 名、障がい者 8 名（法定雇用率を上回る）、65 歳以上の高齢者 25 名を雇用している。性別・国籍・年齢・障がいの有無に関わらず、多様な人材が能力を発揮できる職場環境作りを進めることで十分に抑制が図られており、今後も雇用機会を継続して提供していくため

水域	排水処理施設を整備しており、排出基準を遵守し適切に処理を行うことで十分に抑制が図られており、今後も取り組みを継続していくため
気候の安定性	本社・工場内の照明の LED 化は 90%以上で、蛍光灯の製造中止により近い将来 LED 化 100%が見込まれること、保有するフォークリフト 10 台中 8 台はバッテリーフォークリフトで、屋内使用は全てバッテリー化していること、生産設備は省エネ設備を導入することで十分に抑制が図られており、今後も取り組みを継続していくため

5.サステナビリティ管理体制

前原製粉では、本ファイナンスに取り組むにあたり、前原代表取締役社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、前原代表取締役社長を最高責任者兼プロジェクト・リーダーとし、関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

（最高責任者兼プロジェクト・リーダー）代表取締役社長　前原　啓作

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、前原製粉と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、前原製粉と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。前原製粉は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉
株式会社商工中金経済研究所
主任コンサルタント　前田浩彦
〒104-0028
東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号
TEL: 03-3437-0182　FAX: 03-3437-0190